

総合格闘技道場コブラ会規約

【名称及び目的】

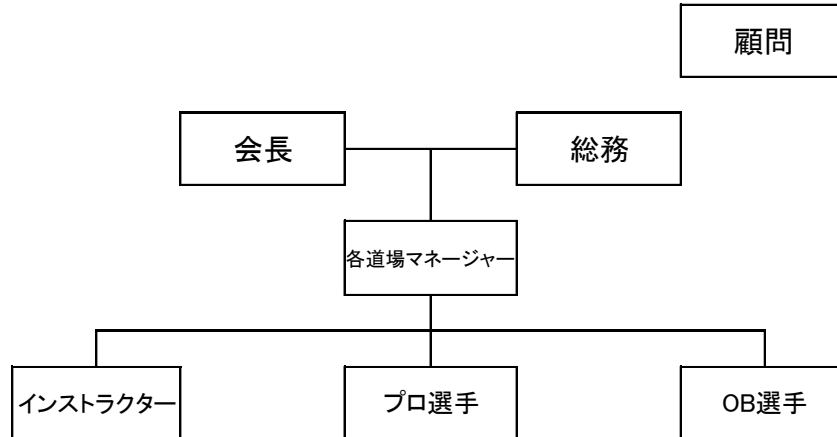
第1条

本道場は名称を「総合格闘技道場コブラ会」と称する。

(以下本規約では「道場」とも記述する)

会員は道場の利用を通じて、体力向上と健康維持に努め、会員相互の親睦を計り、健全な社交場として利用することを目的とする。また、会員とプロ選手は隔たりなく相互に切磋琢磨し、協力し合うものとする。

組織図



【入会資格及び手続き】

第2条

道場の目的に賛同される方で、所定の入会手続きを終了した方は、本道場の会員となります。

但し、他の総合格闘技道場に所属されている方、地下格闘技道場に所属又は、練習をされている方、威嚇的な刺青のある方、伝染病、感染する皮膚病、他者へ危害を有する精神病の疾患患者、医師により運動等が不適切と指導されている方は入会資格がありません。

【会員資格の種類】

第3条

道場の会員資格は、一般会員、中学生・高校生・女性会員、キッズ会員、土日会員、パーソナル会員、プライベート会員、プロ会員(【プロ選手規約】第17条に基づく)の7種類に区分されます。但し、必要に応じ新規に会員の種類を設定し又は廃止することがあります。

【会員の特典】

第4条

会員は会員の種類別に定められた料金を支払いことにより、レッスンの参加、施設利用約款その他施設利用に関する規則等の定める事項を遵守のうえ、施設を利用することができます。但し、レッスン参加、施設に利用に当たっては出席簿に氏名を記入しなければなりません。会員は会員の種類別に定められた料金を支払い、会長の許可があった場合、各種のアマチュア大会に出場することが出来ます。

【会員の義務】

第5条

1. 会員は会員資格の種類毎に定められた入会金を第2条に定める入会手続きと同時に支払うものと致します。入会金は次条に定める会員資格の喪失その他いかなる事由によっても返還されることはありません。一旦納入された会費等についても返還されません。

2. 会員は氏名、住所、連絡先、会費引落金融口座その他入会申込み種類記載事項に変更があった場合は速やかにその旨届けるものとします。
3. 中学生会員、学生会員が進級、卒業により会員種別が変更する場合は速やかにその旨を届け出るものとします。届け出が遅れた場合は変更時にさかのぼり会費の差額を支払うものとします。
4. 会費を滞納された場合は延滞手数料500円＋税/月が会費に加算されますので、滞納会費＋延滞手数料を速やかに道場に持参するか、指定口座に振込まなくてはなりません。会費の滞納中は全てのレッスン、スパリング、自由練習及び、いかなる試合にも参加できません。
5. 休会の申告は休会を開始する前月の10日までに所定の用紙にて申告するものとします。休会中は休会事務手数料1,500＋税/月を支払うものとし、申告した休会期間を過ぎますと自動的に会費の引き落としがはじまります。
6. 退会の申告は退会する前月の10日までに所定の用紙にて申告するものとします。会費未納がある場合は未納会費を支払ったのち申告することが出来ます。

【会員資格の喪失】

第6条

会員は次の場合に会員資格を喪失致します。

1. 退会届が受理されたとき
2. 破門
3. 死亡
4. 施設の全てが閉鎖されたとき

【会員資格譲渡禁止】

第7条

会員資格本人限り譲渡若しくは相続その他包括承継できないものと致します。

【破門】

第8条

会員が次の各号に該当するときは、無条件で破門され直ちに会員資格を失うものとします。

1. 会則、施設利用約款、その他施設利用に関する規則等に違背したとき
2. 道場の名誉若しくは信用を傷つける行為をしたとき
3. 道場の他の会員の円滑な施設利用に支障をきたす等、道場が不適切と認めたとき
4. 道場の保有する独自の技術や情報を会外へ流出させ、道場に不利益をもたらせた場合
5. 道場のスタッフ、インストラクター、プロ選手、会員に対する他者への就職斡旋や引き抜き行為を行ったとき
6. 施設利用に関する諸料金の支払いを長期間怠ったとき
7. 暴力団体等反社会的勢力に所属していると認められるとき
8. 会員として品位を損なうと道場が認める非行があったとき
9. 宗教活動、政治活動、道場の承諾のない商業活動、金銭の貸し借りを行ったとき

【未成年会員】

第9条

未成年の入会に関しては、親権者の同意が必要です。この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に本人の行為について責任を負い、会則、施設利用約款等に定める本人の義務の履行の責に任ずるものとします。

【会則の改定】

第10条

本会則は必要の都度、施設内に公示することにより改定することができます。

【事務局】

第11条

道場の事務局は本部道場といたします。

【入場手続き】

第12条

入場資格のある方は受付にて所定の手続きを済ませて頂きます。

【遵守事項】

第13条

入場者は館内規則、その他各レッスンに定められた注意事項を遵守し、事故を防止すると共に、相互の親睦を図り健全な社交の場として秩序の維持、向上に努めるものとします。

道場のスタッフ、インストラクター、プロ選手へ個人的に対価を支払う指導依頼は禁じます。個人的な指導依頼はコブラ会パーソナル会員契約、もしくはコブラ会プライベート会員契約に基づき行うものとします。

【退場処分】

第14条

館内規則、その他注意事項に違反した方、若しくは館内秩序を乱す方は退場処分といたします。この場合、前納された月会費等は返金いたしません。

【損害賠償責任】

第15条

入場者が施設利用に当たり、人的、物的事故を惹き起こした場合には、被害者に対して速やかにその損害を賠償するものとします。

【紛争の解決】

第16条

本施設の利用に際し生じた入場者間同士の争議の解決は当事者の話し合いにより円満解決を図るものとし、いかなる場合も施設の所有者、占有者はその責任を負わないものとします。

【施設の運営・管理責任】

本部道場管理責任者：三島睦智

補佐：三島貞枝

イースト道場管理責任者：三島睦智

補佐：加納亮介

連絡先：0664666999

【プロ選手規約】

第17条

第一項

プロ選手とは、道場の認めるプロ格闘技の試合出場経験があり、道場により認定された選手とする。プロ選手は、技術と人格形成の向上に努め、会員規約を守り、会員を指導する立場にある事を自覚し、道場の模範となる努力を継続する。

第二項

プロ選手は会員との積極的な交流を図り、指導ならびに道場の牽引を担うものとする。

第三項

プロ会費は会費の50%とする。ただし、平成26年6月1日以降プロに昇格する選手の会費の構成基準は次のとおりとする。会費の構成は基準であり、プロ会費は道場への貢献度によって決定される。

等級	選手区分	会費
プロⅣ	主要団体のチャンピオンもしくは UFC 出場	会費の0%
プロⅢ	主要団体のチャンピオン級、及び上位選手	会費の50%
プロⅡ	主要団体の本選2勝勝利	会費の80%
プロⅠ	その他	会費の100%

第四項

本道場でインストラクターとしてレッスンを受け持つ場合、他の格闘技道場の指導より本道場の指導を優先しなくてはならない。アマチュア、プロ選手問わず、本道場選手の対戦相手に本道場選手の情報やアドバイスを与えること及び、セコンドにつくことは禁じる。

道場の承諾なくして対価を得て会員に指導行為を行ってはならないものとする。

会員へ個人指導をおこなう場合はコブラ会 パーソナル会員契約に基づき行うものとする。

他道場からの指導依頼の直接交渉は禁ずる。指導依頼はすみやかに事務局に連絡し事務局が交渉に入るものとする。

第五項

マネージメント(ファイトマネー、セコンド経費、各団体との交渉等)

マネージメントのルールは平成28年5月1日までに決定するものとする。

第六項

道場が認めるOBプロ選手は本道場にてレッスンを行える技術力と人格を持ち、本道場にてレッスンを受け持つことを道場が認めた場合を条件として会費が免除され道場で練習を行える。

【未成年者の取り扱い】

第18条

入場者が未成年の場合は、その親権者が入場手続きを行ったか否かに関わらず、本約款、館内規則に定められた入場者としての義務を負い、責に任ずるものと致します。

【施設の貸与】

第19条

本施設は会員以外の方にもその全部又は一部を貸与して利用することを認めることがあります。

【施設の閉鎖・使用制限】

第20条

本施設は次の場合、その全部又は一部が閉鎖若しくは使用制限されます。

1. 気象、災害その他により開場が適切でないと認められる場合
2. 施設の改造又は補修
3. 年末、年始、夏季及び毎月の定休日
4. その他運営管理上必要と認められるとき

【本約款の改定等】

第21条

本約款の改定、追加等に関する事項は館内にこれを提示することにより行います。